

No.	ご意見の要旨	本市議会の考え方
<p>■ 条例（案）全般について</p>		
1	<p>何故、今まで堺市に議会基本条例がなかったのですか。 先行自治体が多いのですが何故、今なのですか。 これが出来て 堺市議会及び堺市はどう変わりますか。具体例を挙げてお答えください。</p>	<p>議会改革については、平成15年6月に設置した「議会のあり方に関する調査特別委員会」をはじめ、これまで様々な場で議論を重ねてまいりました。 そのような経過を踏まえ、平成23年6月「議会力向上会議」を設置し、堺市議会のめざすべき方向性や今後の議会改革の手法について定める「議会基本条例」を策定しようという機運が高まり、制定の運びとなったものです。 平成25年2月現在、政令指定都市20市中、8市が議会基本条例を制定しており、本市議会も市民の皆さまの貴重なご意見を参考にし、平成25年4月の施行をめざしてまいります。 また、本条例の制定によって、堺市議会の基本理念やめざすべき方向性が明確になるとともに、議会報告会（第22条）や議員間討議（第25条）など議会改革の根拠条文が定められます。これは議会の権能の充実・強化につながり、市民の皆さまにとってより身近で開かれた議会に資するものであると考えております。</p>
<p>■ 第1章「総則」第1条について</p>		
2	<p>第1条「市政」と、第28条「市勢」の表記について、使い分ける必要はなく、市政でよいと考えます。 ◇理由1:第1条と第28条の条文を対比してみると文言は異なっているが、同じことを言っているのであり、同一条例（案）中で使い分けられると市民には分かりにくく、混乱を招くように思います。 ◇理由2:市勢の持つイメージは下記「市勢」②が強いように思います(市勢概要)「市勢」 ①市の人口・産業・経済・施設など各分野の情勢を総合的にみた状態（大辞泉） ②市の人口、産業、財政、施設などの動態を表・数字などで表したもの（日本国語大辞典）</p>	<p>市政と市勢の文言の整理について、まず第1条では議会基本条例の制定を機に、市民福祉の向上と市政の持続的発展に寄与するという目的を規定しており、ここでの「市政」とは、地方公共団体としての市の政治、つまり市のしくみを意味しています。 一方、第28条は、議員のあるべき規範である政治倫理について規定しており、議員が誠実かつ公正に活動し、その職責を果たし、議論を議会の中だけで終わらせるのではなく、「市勢」、つまり堺市全域の発展のために尽力しなければならないことを規定しており、その主体（第1条・堺市議会、第28条・堺市議会議員）と用語の意味から「市政」と「市勢」を使い分けています。 なお、他の政令指定都市においても5市で、議会基本条例中に「市勢」の表記を使用しています。</p>
<p>■ 第3条「議会の活動原則」について</p>		
3	<p>1年に2回、広聴会（議員と直接、意見交換できる会）を開くこと。</p>	<p>市民の皆さまと議員とが直接、意見交換できる場として昨年10月に議会報告会を試行し、その後、議会力向上会議において、今後も継続して議会報告会を開催していくべきとの意向が確認され、本条例案に盛り込むこととなりました。 今後、いただいたご意見を参考にしながら、議会運営委員会や議会力向上会議の場において、開催回数や開催場所、内容等について協議してまいります。</p>

No.	ご意見の要旨	本市議会の考え方
4	<p>第3条第2号「市民との意見交換等を通じて」とあるが、市の広報などで、何時、何処で、年間何回その機会があるのか、事前に知らされるのか。</p>	<p>市民の皆さまとの意見交換の場として、第22条で議会報告会について規定しております。</p> <p>議会報告会は、議員が市民の皆さまに議会活動について直接説明するとともに、市民の皆さまのご意見を議員が直接お聴きする貴重な場であると考えております。</p> <p>今後、議会運営委員会や議会力向上会議の場において、議会報告会の開催回数や開催場所、内容等について協議し、事前に広報さかいや議会ホームページ等でお知らせいたします。</p>
<p>■ 第4条「議員の役割及び活動原則」について</p>		
5	<p>第4条第3号「わかりやすく説明する」とありますが、議会での言葉のやりとりは一般市民、とりわけ、主婦にとっては難しいものが多く、今後の意見聴取会や議会報告会においても、考えてほしいと思います。</p>	<p>市民の皆さまにとってより身近で開かれた議会となるよう、議会活動に関する様々な情報をよりわかりやすく伝える必要があると認識しております。</p> <p>よって、可能な限り難しい専門用語は使わず、わかりやすい表記による説明を心がけるなど工夫してまいります。</p>
<p>■ 第9条「政策立案及び政策提言」について</p>		
6	<p>会派の枠を超えることは中々難しいことと思いますが、市民の生活に必要なことですので、明文化していただいたことで、市民の1つの困難が提案に結びつくようになるとと思います。</p> <p>例えば、「障害児のショートステイが不足している」ということを全会派が共通認識していただける、ということかと思えます。</p>	<p>議員各自が、会派等の枠にとらわれず、市民全体の代表として政策立案及び政策提言を行うよう努める旨を規定したことにより、会派等の施策にとられない、議員間でのより活発な活動や議論がこれまで以上に期待できると考えております。</p>
<p>■ 第11条「会期等」について</p>		
7	<p>条例（案）【解説付き】中、「会期」の用語説明で「会期中に議決に至らなかった議案は、次の会期に引き継ぐことなく、その会期において消滅します」とあるが、案件が市民、住人にとって重大かつ切実なものである場合、その会期で消滅されたらやりきれないが。</p>	<p>地方自治法は第119条において、会期中に議決に至らなかった議案は、次の会期に引き継ぐことなく、その会期において消滅するという会期不継続の原則を定めており、会期をいつからいつまで設定するかという決定は会期ごとに、会期の初日に、議会が自主的に議決して決めます。</p> <p>会期不継続の趣旨は、議会は会期ごとに独立別個の存在であり、その意思も会期ごとに独立であり、前の会期の意思は、次の会期には継続しないとするもので、会議における大原則と言えるものです。</p> <p>しかしながら、ご意見をいただきましたとおり、市民の皆さまの利害に関わる重大かつ切実な案件や市政の課題については、議会において十分な議論、審査を行うことが必要であります。そのような場合には、案件ごとに会期を越えて審議する「閉会中の継続審査」とする場合がございます。</p>

No.	ご意見の要旨	本市議会の考え方
8	<p>第11条中「必要な審議日数を適切に確保し会期を定めるものとする」とあるが、現在、常任委員会の開催は6委員会あり、2委員会同時開催をしている。</p> <p>市民がどちらも傍聴したいと思ってもできないので、1委員会ごとに日を定めて委員会審議をして欲しい。</p> <p>委員会開催は、できれば土曜、日曜日開催し、多くの市民が傍聴できるように配慮すべきである。</p>	<p>常任委員会の同時開催については、審議日程の効率化の観点から平成16年5月定例会より実施しているものです。また、議会の休日開催については、議会基本条例策定のための作業部会で議論になりましたが、本条例（案）に具体的な文言を入れるまでには至りませんでした。</p> <p>なお、平成25年8月定例会より、委員会のインターネット中継（生中継と録画中継）を実施し、より多くの方々に委員会の模様をご覧いただく予定ですので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>■ 第12条「委員長及び副委員長」、第13条「委員会」について</p>		
9	<p>各委員会の傍聴をしていると、同じテーマが複数の委員から提出され質問が重複し、時間がもったいない…と感じることがよくあります。</p> <p>多くの会派が疑問に思っているというのですが、事前に委員間討議をしたり、参考人として、当事者などに「委員会として話をきく機会」を設けるともって内容の濃い質問になると思います。</p>	<p>委員会では、同じテーマであっても各委員の政策に対する評価・考え方が異なることから、各々30分の発言時間が設けられています。</p> <p>条例（案）では、議員間討議や参考人制度、請願・陳情者の意見陳述などの規定を盛り込んでおります。</p> <p>今後とも、より一層議会審議の充実に向けて取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>■ 第14条「専門的知見の活用」について</p>		
10	<p>第14条中「学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積極的に活用する」とありますが、一つの議題に対し、一方に都合の良い学識経験者のみ採用され公平性を保てない場合がありますので、市・市議会議員・市民のあらゆる立場から選出された学識経験者、或いは相反する意見を持つ複数の学識経験者を選出し、公平な採択へ尽力すべきと思います。</p>	<p>地方自治法は第100条の2において、議案の審査又は市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を、議会の議決により、学識経験を有する者等にさせることができることを定めており、条例（案）第14条ではこの専門的知見の活用を積極的に活用し、議会の調査機能や審議の充実を図っていくことを規定しています。</p> <p>この専門的知見を活用するにあたっては、どのような案件を、誰に調査させるか等について、議会において十分に協議し、最終的に議決によって決定いたします。また、複数人の学識経験を有する者等に調査・報告を行わせることも可能であり、いただいたご意見を参考に今後の運用を協議してまいります。</p>
<p>■ 第16条「議会図書室の充実強化」について</p>		
11	<p>残念ながら、議会図書室がどこにあるか知りません。貸出しができない、コピーは3F…というのもしりません。市民にはどういう形で広報されてきたのでしょうか。</p> <p>調査研究のためですから、これからは、市民からの提供も募ってはいかがでしょうか。</p>	<p>議会図書室は、地方自治法第100条第19項（平成24年法律第72号による改正後の地方自治法）の規定により、地方公共団体の議会に設置が義務付けられている機関であり、議員の調査研究に資するための刊行物を所蔵するものです。このため、これまで議会図書室の積極的な広報はしていません。</p> <p>しかしながら、市民の皆さまにとってより身近で開かれた議会となるよう、市民の方が閲覧利用しやすい配慮は必要であると考えます。今後は、複写利用の方法も含め議会図書室の設置目的や要する経費を総合的に勘案し、検討してまいります。</p> <p>なお、これまでも市民の皆さまから郷土資料をご寄贈いただき所蔵しておりますので、よろしくお願いいたします。</p>

No.	ご意見の要旨	本市議会の考え方
■ 第7章「研修」第18条について		
12	<p>研修を行う場合は、税金の重みを考え交通費はできる限り抑える。</p> <p>やむを得ない交際費の場合は、議員氏名・日時・場所・飲食や贈呈したものを、ホームページや紙面にて公開して欲しい。</p>	<p>研修を行う場合の講師等の交通費につきましては、「堺市職員等の旅費に関する条例」に基づき、適正に支出いたします。また、平成25年1月分から、交際費を支出した場合は、堺市議会ホームページに支出状況を公開しておりますのでご覧ください。</p> <p>なお、研修に参加するための議員の旅費、飲食費等に係る経費は、公費で支出しておりません。</p>
13	<p>議員研修は議員だけでなく、市民も参加し質疑まで出来るような開かれた研修会にすべきだ。</p>	<p>議員研修会は、研修会ごとにその趣旨・目的を勘案し、あくまでも議員の資質向上と政策立案能力の向上を図るために内部のみを対象に開催するものと、市民との情報共有が必要なため公開して開催するものとを、必要に応じて使い分けを行い開催しております。</p> <p>今後とも、市民の皆さまにとってより身近で開かれた議会となるよう、可能な限り研修会記録を市議会ホームページ等で掲載するなど努めてまいります。</p>
■ 第19条「市民参加の促進」について		
14	<p>現在全く分かりやすすくないし、参加しにくい市議会です。</p> <p>市議会便りなどを作り、市議会用語ではなくて、一般的な言葉で分かりやすく伝えて欲しいです。</p> <p>ホームページにアクセスしてまで市議会情報を見ようとする人は少ないと思いますが、市議会全ての内容を紙面で市民に配るのは経費がとてまかかり実現性に乏しいと思いますので、市民が市議会についてまとめた情報紙が最も伝わりやすいと思います。</p> <p>また、市議会議員さんとの距離感も感じ参加しにくいので、市議会・市議会議員さんからも市民との距離を近づける努力が今以上、更に必要と思います。</p>	<p>市民の皆さまにとってより身近で開かれた議会となるよう、議会活動に関する様々な情報を積極的に発信し、わかりやすく伝えるためのより一層の工夫が必要と考えております。</p> <p>今後、市民の皆さまと議員が直接意見交換を行う議会報告会を各区で開催するなど、議会をより身近に感じていただけるような取り組みについて検討してまいります。</p>
■ 第6章「広報及び広聴」第17条～第20条「公聴会及び参考人制度の活用」について		
15	<p>市民参加の促進と広報・広聴は比例すると思います。</p> <p>ホームページ・広報紙ばかりが先行し、インターネットと縁のない人、広報紙を読めない人、働くことに必死な人、介護に追われ自分のことも充分できない人…本当はそういう人々に情報を届け、その人々の意見、暮らしにくさ、困っていること、不安を聞き取り、市政に届ける、立案につなげるのが本来の議員さんの役目だと思います。</p> <p>学識者ばかりの研修や公聴ではなく、自ら出向し、数人からでも話を聞くことも研修ではないでしょうか。</p>	<p>議員が、市民の皆さまの多様な意見、生の声を積極的に把握し議会活動に反映させるべきであることは当然と考えます。</p> <p>今後は、議会報告会を市民の皆さまの身近な場所でも開催できるよう検討するとともに、議会報告会でのご意見等を参考にしながら議会の広報、公聴を充実させてまいります。</p>

No.	ご意見の要旨	本市議会の考え方
■ 第21条「請願及び陳情」について		
16	<p>条例（案）【解説付き】中、第21条第2項の解説にある「必要に応じて」の基準を明確にしてください。希望する陳情・請願者全てに、発言の機会を与えてください。</p>	<p>条例（案）解説に「必要に応じて」とありますが、請願・陳情の提案者の意見陳述は、審査される委員会において、その機会を設けるかどうかを決定するという意味で記載しています。</p> <p>現在、請願・陳情提案者の意見陳述に関する運用案の検討を行っており、本条例（案）が施行されるまでには詳細が決定する予定ですので、よろしくお願いたします。</p>
17	<p>陳情者、請願者の意見発表の機会について、具体的な要件が定められていません。手続きを定めてください。</p>	<p>現在、条例（案）に規定されている請願・陳情提案者の意見陳述に関する運用案の検討を行っております。本条例（案）が施行されるまでには詳細が決定する予定ですので、よろしくお願いたします。</p>
■ 第22条「議会報告会」について		
18	<p>議員報告会の開催について、意見聴取会では「全区で日曜日…」とありましたが、個別的なことではありますが、障害児者を抱える親・家族は平日の10時～15時が稼働できる最大限です。療養（つぼみ園・もず園・えのきはむ）の親にいたっては、11時～14時がほとんどです。土、日、祝、夏休みは、家にこどもや仲間がいると外出できません。重症心身障害児者の家族は、ほとんど一日中、家のなかです。考えてください。</p>	<p>議会報告会は、議会での議論を市民の皆さまに知ってもらうとともに、市民の方と議員が直接意見交換できる貴重な場であるため、できるだけ多くの方にご参加いただける会となるよう、今後協議してまいります。</p>
19	<p>議会報告会は、年に何回、どこで開催するか明確にしてください。 議会が行われるごとに、堺市各区で行う事を希望します。</p>	<p>議会報告会の開催回数、開催場所につきましては、今後、議会運営委員会や議会力向上会議の場において協議し、決定する予定です。なお、開催日時等につきましては、事前に広報さかいや議会ホームページ等でお知らせいたします。</p>
20	<p>今回の条例（案）には、次の課題があります。 議会報告会の開催について ①年間、何回実施するのか決められていません。日曜日、各区役所で、年4回議会ごとに実施してください。 ②開催場所について、定められていません。各区役所選出以外の市議会議員が、7つの各区役所で実施してください。</p>	<p>議会報告会の開催回数、開催場所につきましては、今後、いただいたご意見を参考にしながら、議会運営委員会や議会力向上会議の場において協議してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。</p>
■ 第24条「賛否の公表」について		
21	<p>議決について、誰が賛成したか、反対したか不明です。 公表しないのは何故でしょうか。 また、その理由について市民に説明する意志はあるのでしょうか（賛成・反対の理由）</p>	<p>平成25年5月定例会から、当初予算や決算等の重要な議案について、会派及び会派に属さない議員ごとの賛否を公表する予定となっています。</p> <p>また、会派の中で賛否が分かれた場合の公表の方法については、今後協議する扱いとなっております。</p>

No.	ご意見の要旨	本市議会の考え方
<p>■ 第29条「議員定数及び議員報酬」について</p>		
22	<p>第29条第2項中「市政の現況及び市民生活など社会経済情勢等の変化を踏まえ」とあるが、議員報酬条例は昭和31年の条例で、議員定数条例は平成18年の規定で今、実施されているが、現情勢に合っているのか。</p>	<p>昭和31年に制定された「堺市議会議員の議員報酬等に関する条例」は、その後、複数回の改正を経て現在に至っているものであり、議員報酬の額についても、学識経験者、堺市内の公共的団体等の代表者及び住民で構成する堺市特別職報酬等審議会において、これまでも調査審議され、意見を受け、改正してまいりました。</p> <p>議員定数及び議員報酬については、今後とも本条例（案）の趣旨を踏まえ協議してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>
23	<p>議員報酬と定員をそれぞれ半分にした場合、堺市民はどんな不利益を被りますか。</p>	<p>議員報酬の額については、高度に専門化・專業化した市議会議員にふさわしい対価として定められるべきであり、また、議員定数については、84万市民の民意を反映させるための一定の議員数が必要と考えます。</p> <p>ご意見にあるとおり削減を行った場合、二元代表制の一翼である議会が機能しない状態におかれることも予想され、市民生活に多大な影響を及ぼすことが考えられます。</p>
24	<p>給与所得者の平均年収が500万円程度の日本で、年収1300万円は高過ぎると思います。市民感覚からかけ離れていると思います。</p> <p>堺市議会は、市民感覚というのをお持ちでしょうか。</p>	<p>議員報酬の額については、学識経験者、堺市内の公共的団体等の代表者及び住民で構成する堺市特別職報酬等審議会において、これまでも調査審議され、意見をを受けて制定された「堺市議会議員の議員報酬等に関する条例」に基づき支給されておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>■ 第30条「政務活動費」について</p>		
25	<p>第30条第1項中「議員の調査研究その他の活動」について、プリペイドカードは用途が不明になるので使わないようにする。タクシーは高いので月額上限を決める。レンタカーはハイグレードのものを選ばないよう、グレードを指定する。領収書のあて先を黒塗りにしないで公開する</p> <p>→悪いことをしていなければ、名前を公開しても支障はないはずです。</p> <p>お金の使い方の正当性は、市民の生活の安定に通じます。政務調査費の使い方を検査する人に、複数の市民を置く。政務調査費の使い方について、自らが自らを戒めることは難しいです。</p>	<p>政務活動費を充てることのできる経費の範囲につきましては、「堺市議会政務活動費の交付に関する条例」第5条でその経費の範囲を規定し、また、「政務活動費の運用指針」により決定しております。</p> <p>運用指針では、政務活動及びその経費の範囲の基本指針として「政務活動の必要があること」や「政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること」等を規定しています。</p> <p>ご意見をいただきました件については、この基本指針に基づいて各項目の内容ごとに、各党派及び各議員において、政務活動費の支出の妥当性を判断することにしております。</p> <p>なお、領収書に記載された氏名の黒塗りについては、個人情報保護等の観点から必要最小限に止めております。</p> <p>また、堺市議会ではこれまでも全ての領収書を公開しており、3月1日からは「堺市議会政務活動費の交付に関する条例」において議長の調査権を新たに規定として設けるなど、今後も更なる用途の透明性確保に努めてまいります。</p>

No.	ご意見の要旨	本市議会の考え方
26	<p>政務調査費について使途基準はありますが、数値基準がないようですが何故ですか。灰色的使途が多いように思いますが。</p> <p>結局市民による裁判でしか決められないのでしょうか。</p> <p>会派、個人で使途基準があるなら、お教えてください。</p>	<p>政務活動費を充てることができる経費の範囲につきましては、平成25年2月26日開催の議会運営委員会で策定された「政務活動費の運用指針」において、その範囲を定めております。</p>
<p>■ 条例（案）に規定していない事項について</p>		
27	<p>基本理念は当然の事であり理解しますが、重要なことは、色々な面で抜け道が生じることの無い様に、規則、細則等で具体的かつ明確に明文化する必要があります。</p> <p>その点についての結果に、注視していきたいと考えます。</p>	<p>委員間討議の実施など、条例（案）を受けた運用について現在検討中であり、いただいたご意見を参考に可能な限り具体的かつ明確に定めていく予定です。</p> <p>今後とも、議会にご意見を賜りたいと思います。</p>
28	<p>議長について、毎年交替している状況ですが、何故みんな仲良く1年限りの交替なのでしょう。</p> <p>堺市議会議員は3日やったらやめられんというような印象があります。3日やったらやめたくなるような議員像が私の理想です。</p> <p>もっと堺市民に対して身近な堺市議会であってください。言うだけでなく実行してください。</p>	<p>議長の任期については、「議事運営に関する要綱」第5条第1項で、正副議長については1年ごとに改選する、という規定に基づき、毎年交替しています。</p> <p>なお、今後も堺市民にとって、より身近な議会をめざし、改革を進めてまいります。</p>
29	<p>2011年5月（改選後）から、堺市議会は市民の為に何をしたか自己評価はありますか。</p> <p>一般的に公務員は全体の奉仕者といいますが、堺市の議員は所属会派の奉仕者のように見えます。</p> <p>本来、市議会の議員は、全員無所属であるべきだと私は思います。</p> <p>改選時を除いて、議員個人の生の声が議場以外で聞こえてこないのは何故ですか。</p>	<p>改選後の取り組みとして、傍聴者にわかりやすい議会運営をめざした本会議における一問一答方式の導入等さまざまな議会改革に着手し、新たな取り組みとして、議会報告会や意見聴取会を開催してまいりました。</p> <p>また、「堺市子どもを虐待から守る条例」や「堺市がん対策推進条例」の制定をはじめ、様々な政策提言を行ってまいりました。</p> <p>従来から、議員個人での活動報告等が行われてきたところですが、今後は、議会全体としても議会報告会をはじめ様々な機会を通して、市民の皆さまに議会の動きを伝えてまいります。</p>
30	<p>条例、制度は、時代に合ったものにするには、計画の段階から、綿密にして未来に発生する問題を事前に予見し、あらかじめ手を打って、重点事項を押さえておき、計画と現実の差異が大きくなるように統制・評価を繰り返して、問題が起こっても早期に解決できるようにする。</p>	<p>ご指摘の点については、条例施行後も、その運用の評価・検証は必要であると認識しております。</p> <p>本条例（案）においても、第31条の規定に基づき議会改革推進組織を設置し、継続的な議会改革に取り組むとともに、第32条の規定に基づき、不断の検証に努め、必要に応じて条例見直しを行ってまいります。</p>

No.	ご意見の要旨	本市議会の考え方
31	<p>議会で議論する場合は、政党の利害関係はなしで、ブレインストーミング技法・課題形成型(ビジョンを持つ)・原因追求型(原因つぶし型)等の問題解決策を用いて議論する。</p>	<p>ご指摘のとおり、議会での議論は市民にわかりやすい議論を展開する必要があると認識しております。</p> <p>本条例(案)においても、第25条で議員相互間の自由かつ活発な討議を通じて議論を尽くすことや、第13条で必要に応じて委員会において委員間討議を行うことを規定しておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>
32	<p>議員一人一人は現場主義に徹し、「目標による管理」を実践して、一つの仕事に投入した労力・資金{コスト}と成果(機能)の比、を向上させ価値を上げる。</p>	<p>ご指摘のとおり、議会の経費は決して聖域ではなく、その費用対効果について説明責任を果たしていかなければならないと考えております。</p> <p>堺市議会では、今後も継続して議会改革の推進に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしく願います。</p>